

# 中山間地域の農用地を守る皆様を支援します。

## ■中山間地域等直接支払制度（国事業）

～農業生産条件の不利な中山間地域等の農用地の維持・管理を支援～

### 1. 対象農用地

- (1) 急傾斜（田：1/20以上、畑・草地など：15°以上）
- (2) 緩傾斜（田：1/100以上 1/20未満、畑・草地など：8°以上 15°未満）  
※市町村が特に必要と認めるものを対象
- (3) 小区画・不整形な田
- (4) 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- (5) (1)～(4)の基準に準じて都道府県知事が定める基準に該当する農用地

### 2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者など

### 3. 交付単価

地目	区 分	交付上限単価
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円/10a
	緩傾斜(1/100以上)	8,000円/10a
畑	急傾斜(15°以上)	11,500円/10a
	緩傾斜(8°以上)	3,500円/10a

※上記は交付金の上限単価です。取組内容によって交付単価は異なります。

### 4. 対象となる行為

- (1) 農業生産活動等  
例) 耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈等）
- (2) 多面的機能を増進する活動  
例) 周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

### 5. 交付金の使途

交付金の使途は、協定参加者の話し合いにより、農業生産活動に資する地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。（使途は、予め協定に定めておく必要があります。）

※支援を受けるには、前年の9月までに要望の申し入れが必要となりますので新規の方は令和9年度以降の申請をご検討ください。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。